

脆弱性評価の指針について



国土強靱化基本計画の見直し(今後のスケジュールについて) (報告)

- 基本計画の見直しは、国土強靱化基本法第17条第1項(①～③)、同第10条第3項(④)に定める次の手順で行う。
- また、同法第17条第7項に基づき、あらかじめ、都道府県、市町村、学識経験を有する者及び国土強靱化に関する施策の推進に関し密接な関係を有する者の意見を聴く。
- 概略スケジュールは以下を想定する。

政府の
国土強靱化推進本部
(6月5日)

①脆弱性評価の指針 本部決定

*基本法17条1項

都道府県、市町村、
学識者、関係団体等へ
の意見聴取

*基本法17条7項

7月中

②脆弱性評価の実施

*基本法17条1項

③基本計画の案の作成

*基本法17条1項

パブリックコメント実施*

*法定ではない

平成30年内
目標

④基本計画の閣議決定

*基本法10条3項

国土強靱化基本計画の見直し（脆弱性評価の指針について）（決定）

○国土強靱化基本計画の見直しの案の作成に当たり実施する脆弱性評価(※1)の基本的事項(※2)を定めるもの。

※1 脆弱性評価:起きてはならない最悪の事態の回避に向けて、現状を改善するための課題、推進すべき施策を分析・整理するもの

※2 脆弱性評価の基本事項:評価の方法/想定するリスク/目標、起きてはならない最悪の事態/施策分野/脆弱性評価を行う上での視点/評価の手順 等
国土強靱化推進本部にて決定(国土強靱化基本法第17条第1項および同条第8項)

1. 評価の枠組み(案)

①大規模自然災害をリスクとして想定

②45の「起きてはならない最悪の事態」の見直し

現計画策定以降の社会情勢の変化や地域計画におけるリスク想定等を勘案し、「起きてはならない最悪の事態」について、次のような追加・見直し

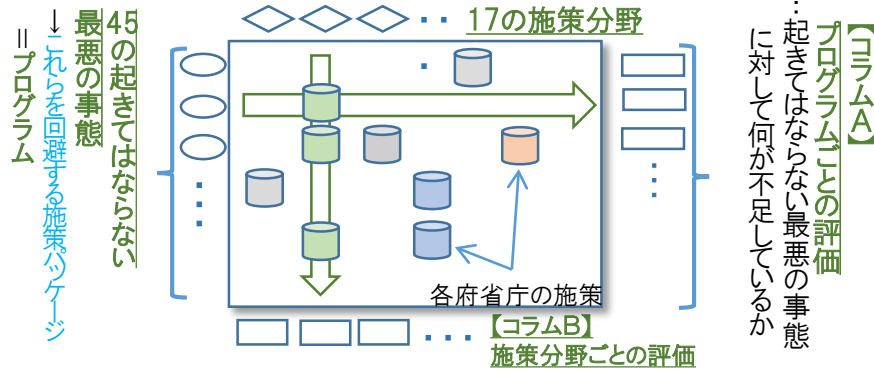
- 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
- 劣悪な避難生活環境、**不十分な健康管理**による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
- 有形無形の**文化**の衰退・喪失
- **事業用地**の確保が進まず、復興が大幅に遅れる事態

③施策分野

○個別施策分野は従来と同じ12分野を設定。

○横断分野は見直しの結果、以下の5分野を設定。

- 1.リスクコミュニケーション、2.人材育成(追加)、3.官民連携(追加)
- 4.老朽化対策、5.研究開発



2. 実施方法

・45の起きてはならない最悪の事態(プログラム)を想定した上で、17の施策の分野について評価を行う。

・「起きてはならない最悪の事態」がどのようなプロセスで起こりうるのかについて論理的に分析したフローチャートを作成し、リスクシナリオの「見える化」を行い、現状の国土・社会経済システムの脆弱性と施策の脆弱性を総合的に分析・評価する。

・平成30年7月中を目途に評価を実施する。

フローチャート(イメージ)

例)暴風雪・豪雪が発生した際に、多数の死傷者が発生するまでのプロセスを分析したフローチャートを作成し、その事態の発生を断ち切る施策の実施状況を見る化

